

# 学校における 情報セキュリティポリシーについて

平成29年2月24日（金）  
文部科学省生涯学習政策局情報教育課



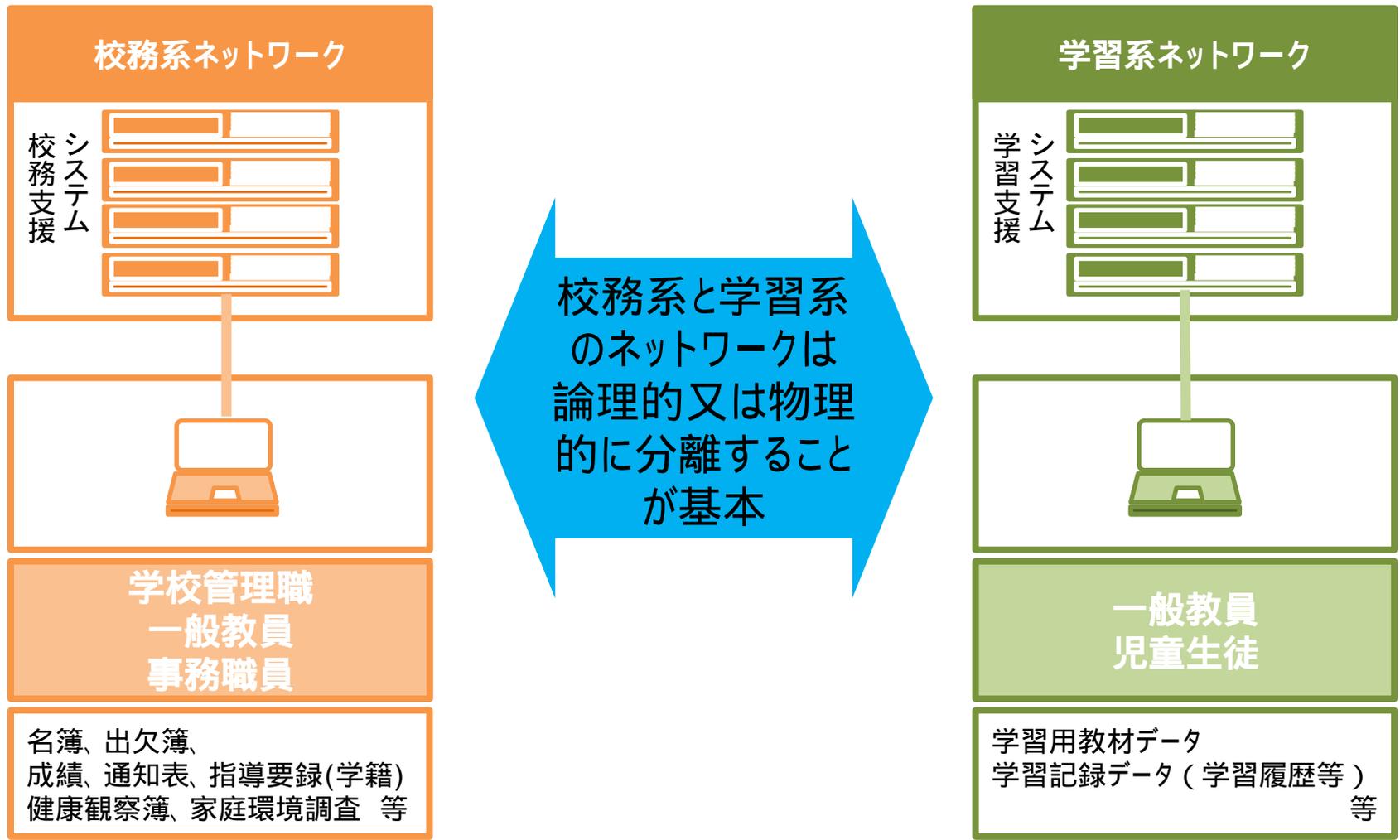
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 校務系ネットワークと学習系ネットワーク



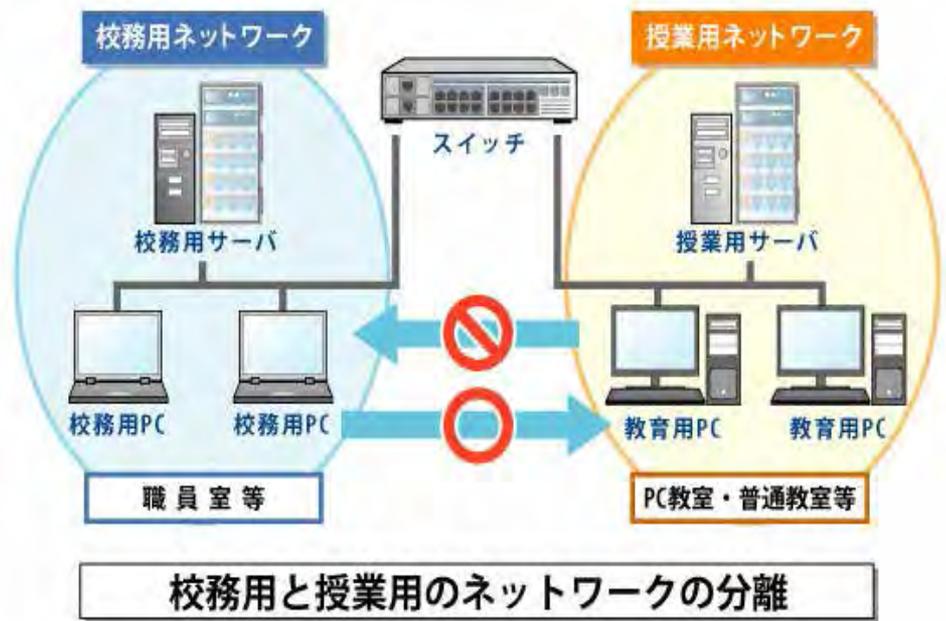
# 「教育の情報化に関する手引き」 (平成22年10月文部科学省)

## 4. 学校情報セキュリティの確保

### (1) システム構成の基本

情報セキュリティを守る上で校務用ネットワークと授業用ネットワークを論理的又は物理的に分離し、児童生徒側から校務用データが見えないようにすることが校務用ネットワークの基本である。

ただし、物理的にネットワークを分離した場合、授業で使用するために校務用コンピュータで作成したデータは、ネットワークを利用して授業用サーバに保存することができないので、外部媒体に保存して教室等へ持っていき利用することになる。



9割以上の自治体では分離されている

校務・学習NWの分離	分離	未分離
	94%	4%

出典：教育情報セキュリティポリシー策定及び対策実施状況に関するWEBアンケート調査【文部科学省委託調査】(2017.2.1NTTラーニングシステムズ)

# 佐賀県における学校教育ネットワークからの情報流出事案

無職少年が他人の実在するユーザIDとパスワードを利用して、学校ネットワークにアクセスし侵入。さらに侵入されたネットワーク内から別の重要情報が窃取され、被害の範囲が拡大し、14,355名の個人情報も窃取された。

【佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会提言書】(平成28年10月27日)抜粋

## 2.2 校内LANの問題点

### (2)管理用セグメント経由の意図しない通信

学習者用サーバと校務用サーバは、機器のメンテナンスのために管理セグメントを介して接続することで一括して監視するよう設計されている。その際、県教育委員会と構築事業者との間で、接続におけるリスクについて議論した事実は確認できなかった。

また、ファイアウォールの設定について議論した事実も確認できなかった。

### 【問題点】

校務用、学習用の両サーバの監視を簡単にすることの利便性を追求し、セキュリティ対策の視点が欠けてしまった。本来はファイアウォールを設定することが必要であった。

28文科生第320号  
平成28年7月4日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学学長  
小中等学校を設置する各学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省生涯学習政策局長  
有松 育子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 誠



(印影印刷)

## 教育の情報化に伴う情報セキュリティの確保について（通知）

文部科学省では、教育の情報化を推進するための取組を行っているところです。その中でも校務の情報化については、業務を効率化し学校運営の改善を図る上で有効であること、保護者への多角的な情報提供が可能になることなどから、文部科学省においても、その整備を促進するための取組を行っています。

また、個人情報の取扱いについては、従来から『「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の全部改正について（通知）」（平成27年8月31日27文科総第59号）及び事務連絡等により適正な取扱いをお願いしているところです。

こうした中、佐賀県の学校教育ネットワークに対する不正アクセスにより、生徒や保護者等の個人情報等が窃取される事案が発生しました。今回の事案については、生徒や保護者等の信頼を失う重大な事態であり、誠に遺憾であります。

つきましては、各学校の設置者及び各学校におかれては、前述の通知等も踏まえ、必要に応じ知事部局の情報担当部署とも連携し、改めて個人情報の適切な取扱いの徹底を図るとともに、情報システムからの漏えい等を防止するための対策に漏れがないかの点検の実施など、情報セキュリティの確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、各教育委員会におかれては

所管の学校に対し、各都道府県におかれては所轄の学校法人および私立学校（私立専修学校（高等課程を置くものに限る。）及び私立各種学校を含む。）に対し、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該学校設置会社が設置する学校に対し、本件について十分な周知を図ることをお願いします。

今回の事案については、文部科学省において事実関係について確認を進めているところですが、事実関係を踏まえて必要な対応方針について検討の上、改めて連絡させていただきます。

（本件お問い合わせ先）

文部科学省生涯学習政策局情報教育課  
教育情報施策調整係

電話 03-5253-4111（内線2085）

# 「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」において、 「教育情報セキュリティのための緊急提言」を取りまとめ、教育委員会等へ周知（平成28年8月）

事務連絡  
平成28年8月5日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
小中等学校を設置する各学校設置会を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の  
学校設置会社主幹課

御中

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

「教育情報セキュリティのための緊急提言」等について（事務連絡）

平成28年7月4日付28文科生第320号「教育の情報化に伴う情報セキュリティの確保について（通知）」においては、佐賀県の学校教育ネットワークに対する不正アクセスにより、生徒や保護者等の個人情報が窃取された事案に関して、事実関係を踏まえて必要な対応方針について検討の上、改めて連絡させていただき、お知らせしていたところです。

このことに関して、情報セキュリティを含む教育の情報化について検討するために、本年2月より文部科学省に設置されていた「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」（大臣政務官決定）（以下「懇談会」という。）において、教育委員会及び学校におけるシステムの脆弱性に関する事項を中心とした「教育情報セキュリティのための緊急提言」が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

学校における情報セキュリティを確保するためにどのような対策を講じるかは、各学校の設置者において、地域の実情等を踏まえながら主体的に判断されるものでありますが、各学校の設置者及び各学校におかれては、本提言を参照しつつ、必要に応じて知事部局の情報担当部署とも連携を図りながら、教育情報セキュリティの確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、各教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県におかれては所轄の学校法人および私立学校（私立専修学校（高等課程を置くものに限る。）及び私立各種学校を含む。）に対し、各国立大学法人におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び当該学校設置会社が設置する学校に対し、本件について十分な周知を図ることをお願いいたします。

なお、文部科学省においては、平成28年7月28日に懇談会において取りまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、同月29日に「教育の情報化加速化プラン」を決定・公表いたしました。

「教育の情報化加速化プラン」では、情報セキュリティに関連し、「教育情報セキュリティ対策推進チーム（仮称）」をただちに設置し、平成28年度内を目標に、教育版の情報セキュリティポリシーガイドラインを策定することとしております。

また、同年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「学校における情報セキュリティを確保したICT環境強化事業」が具体的措置として盛り込まれたところであり、文部科学省において、教員への情報セキュリティ研修の実施等について検討しておりますので、併せてお知らせいたします。

※「教育の情報化加速化プラン」につきましては、下記URLをご参照下さい。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/1375100.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/1375100.htm)

（本件お問い合わせ先）  
文部科学省生涯学習政策局情報教育課  
教育情報施策調整係  
電話 03-5253-4111（内線2085）

## 教育情報セキュリティのための緊急提言

各教育委員会・学校において、システムの脆弱性に関する事項を中心に、以下の対応を緊急に行うべきことを提言する。

1. 情報セキュリティを確保するため、校務系システムと学習系システムは論理的又は物理的に分離し、児童生徒側から校務用データが見えないようにすることを徹底すること。
2. 児童生徒が利用することが前提とされている学習系システムには、個人情報を含む情報の格納は原則禁止とし、個人情報をやむを得ず格納する場合には、暗号化等の保護措置を講じること。
3. 各学校において情報セキュリティの専門家を配置することが困難な現状を踏まえれば、重要な個人情報を扱う校務系システムは、教育委員会が管理もしくは委託するセキュリティ要件を満たしたデータセンター（クラウド利用を含む）で一元的に管理すること。
4. 校務系ならびに学習系システムにおいても、教職員や児童生徒の負担増にならないよう配慮しつつ、二要素認証の導入など認証の強化を図ること。
5. セキュリティチェックの徹底の観点から、システム構築時及び定期的な監査を実施すること。
6. セキュリティポリシーについて、実効的な内容及び運用となっているか検証を行うこと。その際、アクセスログの6か月以上保存、デフォルトパスワードの変更等について確認すること。
7. 教職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、全学校・全教職員に対する実践的な研修を実施すること。
8. 情報セキュリティの強化の観点から、教育委員会事務局への情報システムを専門とする課・係の設置や首長部局の情報システム担当との連携強化等、教育委員会事務局の体制を強化すること。

7月28日 懇談会最終会合で決定・文部科学省に提出

# 教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定の検討

地方公共団体の情報セキュリティは、基本的に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(総務省)に準拠。

児童生徒が学校のネットワークにアクセスするなどの学校の特性を踏まえ、教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定に向けた検討を開始。

「教育の情報化加速化プラン」(平成28年7月29日:文部科学大臣決定)(抜粋)

## 3-3 校務面でのICTの活用

### 教育情報セキュリティの徹底

教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定に向けた検討を行うとともに、**教育委員会・学校における情報セキュリティ対策について助言等を行うための「教育情報セキュリティ対策推進チーム(仮称)」を創設**する。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しつつ、学校における特性を踏まえた形で、**教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定**する。

## 主な検討事項

- (1) 教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定に向けた検討
- (2) 教育委員会・学校における情報セキュリティに関する助言
- (3) 教育情報システムに関するインシデントの検証

### < 教育情報セキュリティ対策推進チーム委員 >

岩崎 進	文部科学省 最高情報セキュリティアドバイザー	高倉 弘喜	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
岡村 久道	弁護士 国立情報学研究所客員教授	高橋 邦夫	豊島区区民部税務課長
加藤 剛史	静岡県立静岡東高等学校教頭	田島 康義	三鷹市教育委員会教育部総務課課長補佐
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学教授	玉置 崇	岐阜聖徳学園大学教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授	藤村 裕一	鳴門教育大学准教授
新保 元康	札幌市立発寒西小学校校長	山崎 文明	会津大学 特任教授

:主査、 :主査代理